

独立行政法人農業環境技術研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成22年度の総合評価がAであったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長 { 改定は行わなかった。
 理事 { 改定は行わなかった。
 監事 { 改定は行わなかった。
 監事(非常勤) { 改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 15,070	千円 10,056	千円 3,807	千円 1,207 (地域手当)	4月1日		※
理事	千円 13,069	千円 8,688	千円 3,289	千円 1,043 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
監事	千円 11,085	千円 7,056	千円 2,671	千円 847 (地域手当) 511 (通勤手当)			
監事 (非常勤)	千円 526	千円 526	千円 0	千円 0			

注1: 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2: 「前職」欄の記号は、役員の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1: 業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2: 「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3: 「前職」欄の記号は、退職者の役員時の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

独立行政法人農業環境技術研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成23年度の総合評価がAであったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長 改定は行わなかった。

理事 改定は行わなかった。

監事 改定は行わなかった。

監事(非常勤) 改定は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	15,070	10,056	3,807	1,207 (地域手当)	4月1日		※
理事	13,069	8,688	3,289	1,043 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
監事	11,085	7,056	2,671	847 (地域手当) 511 (通勤手当)			
監事(非常勤)	526	526	0	0			

注1: 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2: 「前職」欄の記号は、役員の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長		年 月			該当者なし	
理事		年 月			該当者なし	
監事		年 月			該当者なし	

注1: 業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2: 「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3: 「前職」欄の記号は、退職者の役員時の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給:昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A~E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあっては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- (1) 平成23年4月1日における43歳未満職員の1号俸上位への号俸調整。
- (2) 東日本大震災に対処するための勤務に対して特殊勤務手当を支給するよう規定した。
(人事院規則9-129(東日本大震災に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例の制定に準じた規程改正を行った。)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	136	46.6	8,530	6,454	74	2,076
事務・技術	26	43.2	6,383	4,761	88	1,622
研究職種	100	47.6	9,360	7,102	67	2,258
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
技術専門職員	10	45.7	5,806	4,371	111	1,435

注1: 「技術専門職員」とは、試験ほ場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職員を示す。

注2: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

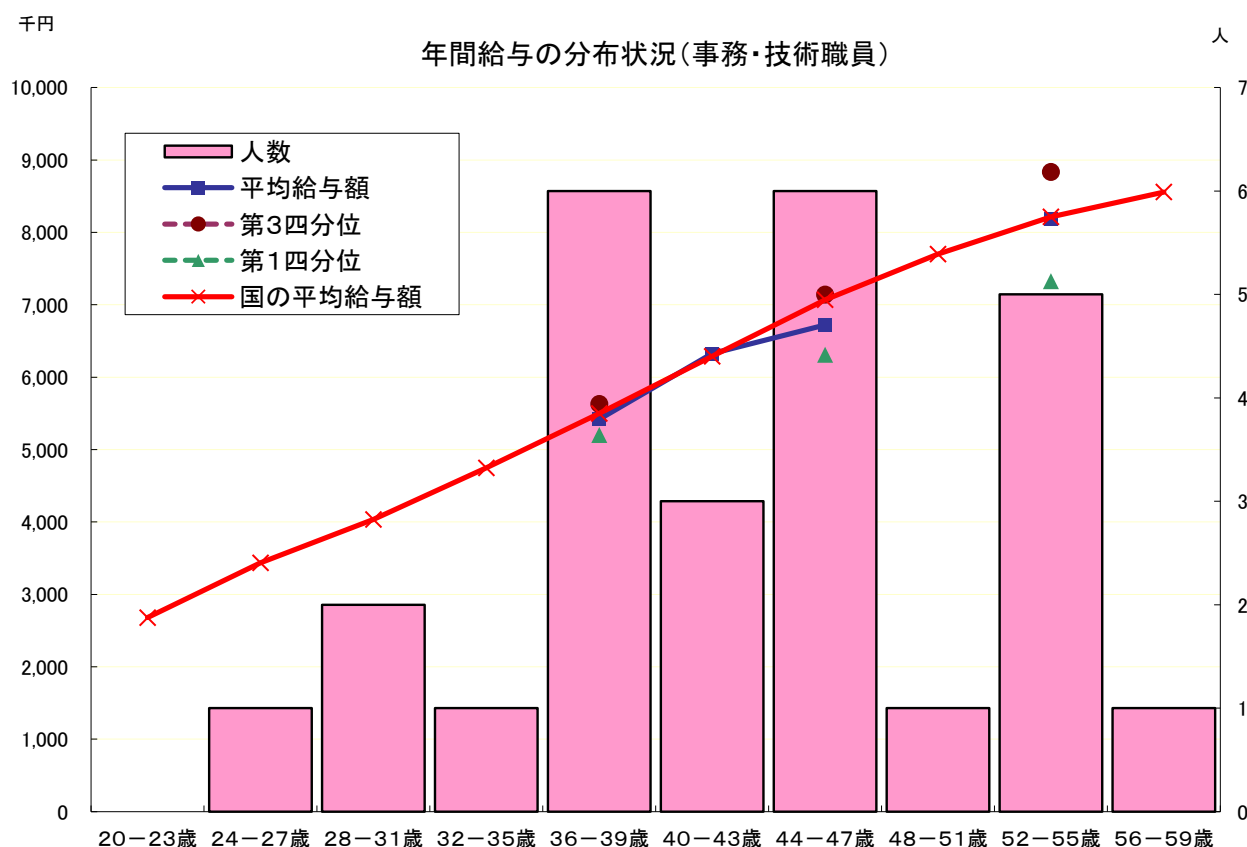
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	36.2	6,031	4,804	53	1,227
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	36.2	6,031	4,804	53	1,227
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技術専門職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職員	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 36	歳 37.6	千円 3,129	千円 3,129	千円 96	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技術専門職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
委託費等雇用職員	人 36	歳 37.6	千円 3,129	千円 3,129	千円 96	千円 0

注：「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢20-23歳の該当者は0人である。また、年齢24-27歳、28-31歳、32歳-35歳、48-51歳及び56-59歳の該当者はそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については表示していない。

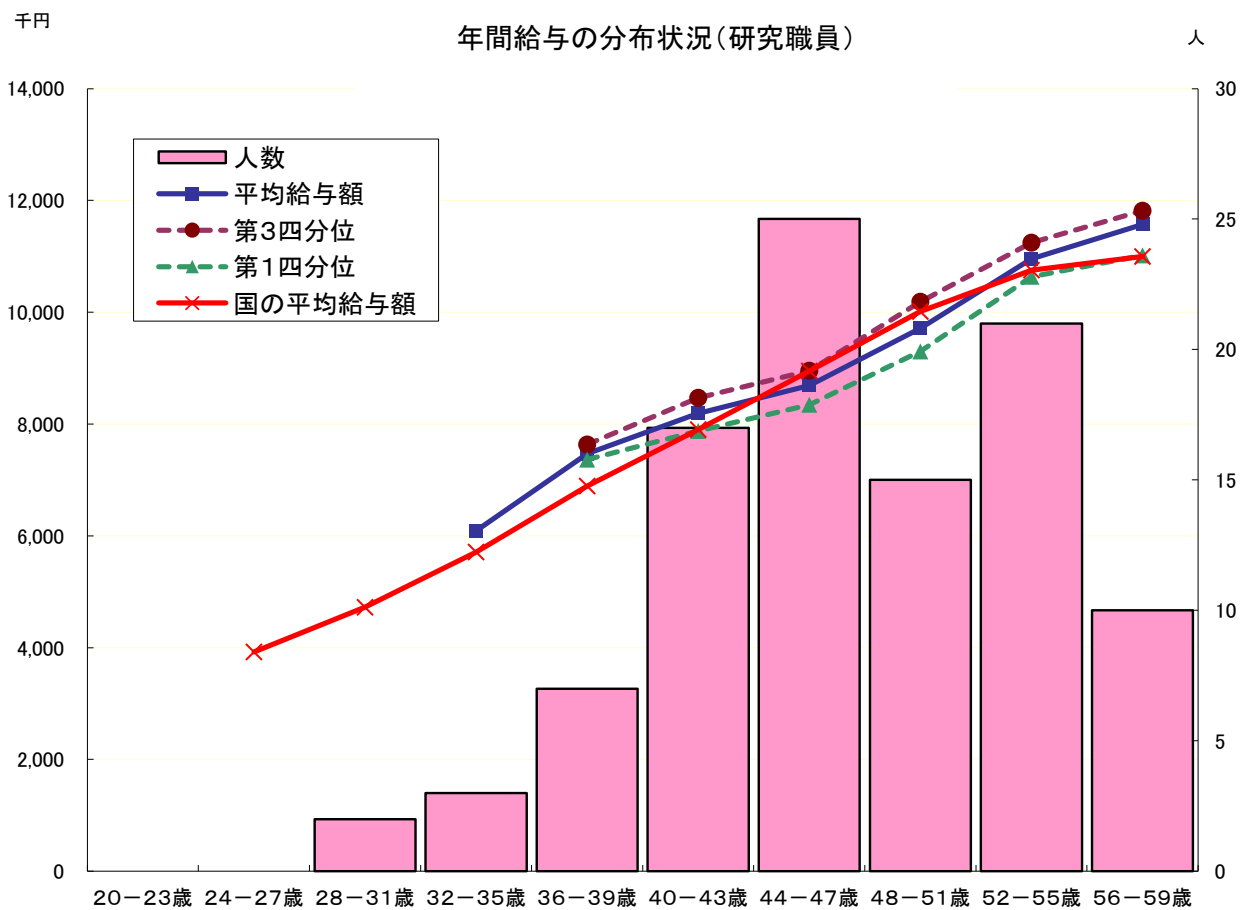
注3: 年齢24-27歳、28-31歳、32-35歳、40-43歳、48-51歳及び56-59歳の該当者はそれぞれ4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1及び第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
本部課長	3	55.8	—	—	8,991	—	—
本部課長補佐	2	—	—	—	—	—	—
本部係長	13	44.7	6,034	—	6,554	7,124	—
本部主任	5	36.5	4,963	—	5,005	5,236	—
本部係員	3	29.2	—	—	3,706	—	—

注1: 本部課長補佐の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以降の事項については表示していない。

注2: 本部課長及び本部係員の該当者はそれぞれ4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1及び第3四分位については表示していない。



注1: 年齢20-23歳及び24-27歳の該当者は0人である。

注2: 年齢28-31歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については表示していない。

注3: 年齢28-31歳及び32-35歳の該当者はそれぞれ4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1及び第3四分位については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部研究部長	10	54.8	11,341	11,701	11,814
本部研究課長	4	57.0	—	11,312	—
主任研究員	83	46.8	8,170	9,054	10,124
研究員	3	31.8	—	5,218	—

注: 本部研究課長及び研究員の該当者はそれぞれ4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1及び第3四分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			主任・同相当職		課長補佐・同相当職	
		係員		係長・同相当職		
人員 (割合)	26	0 (%)	4 (15.4%)	10 (38.5%)	7 (26.9%)	2 (7.7%)
年齢(最高～最低)			32 ～ 27	45 ～ 36	53 ～ 43	— ～ —
所定内給与年額(最高～最低)			3,128 ～ 2,567	4,637 ～ 3,712	5,329 ～ 4,793	— ～ —
年間給与額(最高～最低)			4,174 ～ 3,423	6,310 ～ 4,963	7,247 ～ 6,495	— ～ —

6級	7級	8級	9級	10級
課長・同相当職	部長・同等相当職			
2 (7.7%)	1 (3.8%)	0 (%)	0 (%)	0 (%)
— ～ —	— ～ —	— ～ —	— ～ —	— ～ —
— ～ —	— ～ —	— ～ —	— ～ —	— ～ —
— ～ —	— ～ —	— ～ —	— ～ —	— ～ —

注：5級、6級及び7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢」(最高～最低)以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	研究課長・主任研究員 ・同相当職		研究部長・同相当職	
人員 (割合)	100	0 (%)	3 (3.0%)	25 (25.0%)	34 (34.0%)	38 (38.0%)	0 (%)
年齢(最高～最低)			32 ～ 31	47 ～ 33	51 ～ 40	59 ～ 45	— ～ —
所定内給与年額(最高～最低)			4,108 ～ 3,582	6,408 ～ 5,080	7,550 ～ 6,271	9,112 ～ 7,227	— ～ —
年間給与額(最高～最低)			5,464 ～ 4,833	8,406 ～ 6,665	9,815 ～ 8,170	12,676 ～ 9,601	— ～ —

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.6	66.1	65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.4	33.9	34.6
	最高～最低	42.0～32.1	40.0～29.9	37.2～31.5

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	53.7	56.7	55.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	46.3	43.3	44.7
	最高～最低	52.3～43.7	48.1～40.3	48.1～41.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.5	66.9	65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.5	33.1	34.2
	最高～最低	44.3～31.6	47.0～29.4	43.5～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 97.5

対他法人(事務・技術職員) 92.3

(研究職員)

対国家公務員(研究職) 101.1

対他法人(研究職員) 101.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.5	
	参考	地域勘案 98.1 学歴勘案 101.1 地域・学歴勘案 99.4
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.9% (国からの財政支出額 3,940百万円、支出予算の総額 3,942百万円:平成23年度予算) 【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 なお、当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 : なし (平成22年度決算)	
その他	1. 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合 35.51% (支出総額4,079,161千円 給与、報酬等支出総額1,448,699千円) 2. 事務・技術職員における管理職の割合 3.1% 3. 事務・技術職員における大卒以上の高学歴者の割合 6.3%	

- ・主務大臣の検証結果
国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

○研究職員

項目	内容							
指数の状況	対国家公務員 101.1 <table border="1" data-bbox="725 252 862 356"> <tr> <td data-bbox="725 252 862 291">参考</td> <td data-bbox="862 252 1421 291">地域勘案 100.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 291 862 329"></td> <td data-bbox="862 291 1421 329">学歴勘案 100.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="725 329 862 356"></td> <td data-bbox="862 329 1421 356">地域・学歴勘案 99.9</td> </tr> </table>		参考	地域勘案 100.7		学歴勘案 100.4		地域・学歴勘案 99.9
参考	地域勘案 100.7							
	学歴勘案 100.4							
	地域・学歴勘案 99.9							
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。</p> <p>なお、指数が国家公務員以上となった要因としては、参考の地域勘案、学歴勘案、地域・学歴勘案の各指数は国家公務員とほぼ同一、あるいは低い値となっていることから、全員がつくば市勤務であり地域手当が12%が支給されていること、また、国家公務員の研究職俸給表適用者は、初任給決定上の学歴が高校卒、短大卒の者が在職しているが、当法人の研究職員は全員大学卒の学歴による初任給決定がなされているため、単なる年齢分布比較で指数を算出した場合は、対国家公務員よりも指数が高くなっているものと考えられる。また、当法人の研究職員の修士学位・博士学位の取得率が高く(今回対象者の76.0%)、さらに18年度以降は博士学位取得者のみを選考採用していることから、同年齢であっても俸給格付けの高い者が多いことが推察される。</p> <p>・主務大臣の検証結果 国家公務員とほぼ同じ水準であり、問題ないと考えている。</p>							
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.9% (国からの財政支出額 3,940百万円、支出予算の総額 3,942百万円:平成23年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。</p> <p>なお、当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 : なし (平成22年度決算)</p>							
講ずる措置	<p>1. 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行うとともに独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し給与水準の決定を行うことにより、引き続き適切な給与水準の維持に努める。</p> <p>2. これにより、平成24年度までに国家公務員と同程度とする目標に対し、平成24年度には対国家公務員指数100程度とする見込み。 平成24年度に見込まれる対国家公務員指数 対国家公務員指数 100程度 (地域勘案 100程度、学歴勘案 100程度、地域・学歴勘案 100程度)</p>							
その他	<p>1. 支出総額に占める給与、報酬等支出総額の割合 35.51% (支出総額4,079,161千円 給与、報酬等支出総額1,448,699千円)</p> <p>2. 研究職員における管理職の割合 10.5%</p> <p>3. 研究職員における大卒以上の高学歴者の割合 100.0%</p>							

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,448,699	千円 1,472,285	千円 (%) △ 23,586 (△1.6%)	千円 (%) — —
退職手当支給額 (B)	千円 214,594	千円 115,813	千円 (%) 98,781 (85.3%)	千円 (%) — —
非常勤役職員等給与 (C)	千円 361,524	千円 361,095	千円 (%) 429 (0.1%)	千円 (%) — —
福利厚生費 (D)	千円 236,456	千円 235,693	千円 (%) 763 (0.3%)	千円 (%) — —
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,261,273	千円 2,184,886	千円 (%) 76,387 (3.5%)	千円 (%) — —

注：平成22年度非常勤役職員等給与には、人材派遣サービスに対する支出額(16,505千円)を含んでいるため、平成22年度財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与の明細」における非常勤役職員に対する報酬又は給与の支給合計額(344,589千円)とは一致しない。また、平成23年度非常勤役職員等給与には、人材派遣サービスに対する支出額(23,320千円)を含んでいるため、平成23年度財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与の明細」における非常勤役職員に対する報酬又は給与の支給合計額(338,204千円)とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額については、対前年度比△1.6%である。主な要因としては、年度前半に勸奨退職した人員(研究職2名)及び平成23年度中に行った人事異動により人員の構成が変わったことによる支給額の減少によるものである。

また、最広義人件費については、対前年度比+3.5%となったが、退職手当の増加(+85.3%)によるものであり、その他の区分については、対前年度とほぼ同額となっている。

・「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

①主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。

③人件費削減の取組の進捗状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,557,363	1,533,867	1,520,097	1,472,743	1,398,896	1,390,674
人件費削減率 (%)		△ 1.5	△ 2.4	△ 5.4	△ 10.2	△ 10.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 1.5	△ 3.1	△ 6.1	△ 8.5	△ 7.5

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成23年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,557,363	1,361,826
人件費削減率 (%)		△ 12.6
人件費削減率(補正值) (%)		△ 9.1

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%である。

注2: 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除くこととしたことに伴い、Ⅲ表(総人件費について)の当年度及び前年度(平成22年度)の「給与、報酬等支給総額(A)」と削減対象人件費の金額(③)は異なる。なお、同様の考えにより、平成19年度以前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)が変更となった。変更前は基準年度は1,607,805千円、平成18年度は1,573,381千円、平成19年度は1,548,556千円である。

・主務大臣の検証結果

平成23年度においては、平成17年度と比較して6%以上の削減を実施する中期計画における目標に対し、9.1%の削減となっており、適正に取り組んでいる。

IV 法人が必要と認める事項

平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)を参考に以下のとおり規程改正を行った。

・役員の報酬

① 俸給月額引き下げ

平成24年4月分給与から、俸給月額を0.5%引き下げ。

平成23年4月から平成24年3月までの較差相当分は、平成24年6月期の期末特別手当で調整。

② 給与減額支給措置

平成24年4月から平成26年3月まで役員の報酬を9.77%減額。

・職員の給与

① 俸給月額引き下げ

平成24年5月分給与から、俸給月額を平均0.23%引き下げ。

平成24年4月の較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整。

② 給与減額支給措置

平成24年5月から平成26年3月まで、下記の措置を実施。

- ・職員の俸給月額を職務の級に応じて9.77%、7.77%又は4.77%減額。
- ・俸給の特別調整額(いわゆる管理職手当)を10%減額。
- ・地域手当を減額(俸給月額及び俸給の特別調整額の支給減額率に連動)。
- ・期末手当及び勤勉手当を9.77%減額。